

株式会社マイズケア運営規定
(指定訪問介護事業所)

(事業の目的)

第1条 この規定は、株式会社マイズケア（以下「事業所」という。）が行なう指定訪問介護予防訪問介護事業所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問介護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 株式会社マイズケア

所在地 東京都西東京市南町2-1-14

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

2 サービス提供責任者 5名 資格介護福祉士。 サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

3 訪問介護員等 常勤5名 非常勤 28名程度（変動有）（ヘルパー有資格者）

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日を除く。

2 営業時間 午前7時から午後9時までとする。

3 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割及び2割・3割とする。

一 身体介護、 二 生活援助

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

一 事業所から、片道おおむね20キロ未満 1,000円

二 事業所から、片道おおむね20キロ以上 1,500円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受ける事とする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、西東京市、武蔵野市、小金井市、小平市、東久留米市、の区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 事業所は、訪問介護員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体勢を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 11 回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社マイズケア代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

平成 12 年 9 月 1 日より施行する。

平成 15 年 4 月 1 日改定

平成 20 年 7 月 1 日改定

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 30 年 4 月 1 日改定